

かな盤を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
2001	10	9 ～ 10	自動四面かな盤で、一次加工を終えた部材を二次加工のために自動かな盤の送りローラーを逆回転させて毎分5mの速度で移動させていたときに、投入ライン内に入り込んでいたため部材と架台との間に挟まれた。	10401	7	30 ～ 49
2005	12	9 ～ 10	送材機能を有する自動カナ盤を使用して板材の製造を行っていた被災者が、カナ盤の送材ローラーに防寒服を巻き込まれた。	10409	7	10 ～ 29
2019	1	14 ～ 16	自動4面かな盤で加工され、排出された角材の先端（21.0cm×10.6cm）と、同かな盤の角材排出側に設置されたコンベヤーの端部との間に、胸部をはさまれている被災者を別の作業者が発見した。病院に搬送されたが、その後、死亡が確認された。自動4面かな盤の送給側・排出側には角材を自動搬送するためのコンベヤーが設置されていた。	10401	7	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_05.html